

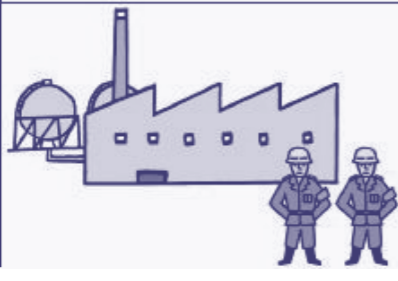



5 武力攻撃災害への対処

市は、国や道などと協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、必要な措置を行います。

<p>生活関連等施設（ダム、鉄道施設など）の安全の確保、立入制限などを行います。</p>		<p>警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。</p>	
<p>危険物などの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。</p>		<p>消火、救急および救助の活動を行います。</p>	

6 救援


市は、道などの関係機関の協力を得て、収容施設の設置、食料・飲料水の提供などの救援活動を行います。



問い合わせ先

室蘭市総務部防災対策課
〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
<電話> 0143-25-2244
<FAX> 0143-25-2503
<室蘭市の国民保護についてのホームページ>
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3250/kokuminhogo.html>

国民保護の詳細は、
国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
をご覧ください。



Jアラートが鳴ったらどうする？

(全国瞬時警報システム)

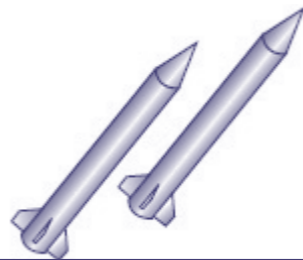
～室蘭市国民保護計画をご存知ですか？～

1 国民保護とは

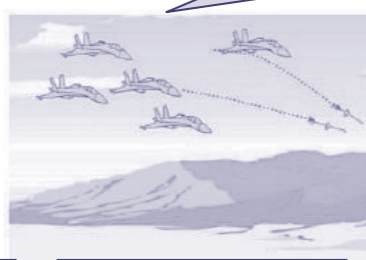
外国からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命、身体および財産を保護することをいいます。万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施します。室蘭市は、国民保護法の規定に基づき、平成19年2月に室蘭市国民保護計画を作成しました。

2 計画の対象とする事態


武力攻撃事態




①弾道ミサイルによる攻撃



②航空機による攻撃




③ゲリラ・特殊部隊による攻撃

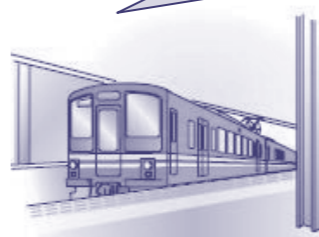


④地上部隊が上陸する攻撃


緊急処理事態



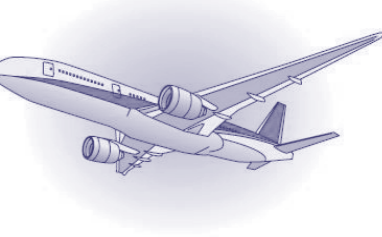
①危険物資を有する施設への攻撃
(原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破など)



②大規模集客施設等への攻撃
(ターミナル駅や列車の爆破など)



③大量殺傷物質による攻撃
(炭疽菌やサリンの大量散布など)



④交通機関を破壊手段とした攻撃
(航空機等による自爆テロ、弾道ミサイルなどの飛来)

3 計画の目的

この計画は、国民保護法の規定に基づき、各事項を定め、武力攻撃事態等において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市内において国をはじめとする関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進することを目的としています。

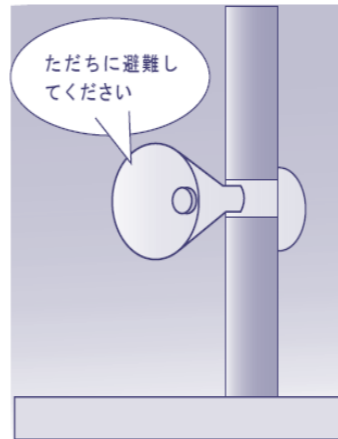
4 警報が発令されたら

住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫りまたは発生した地域には、市からサイレン(Jアラート)、広報車などで警報の内容をお知らせします。

武力攻撃などの危険をお知らせする警報のサイレン音を、事前に確認しておいてください。サイレン音は、国民保護ポータルサイトで聴くことができます。

[国民保護に係る警報のサイレン音が聴けるアドレス]

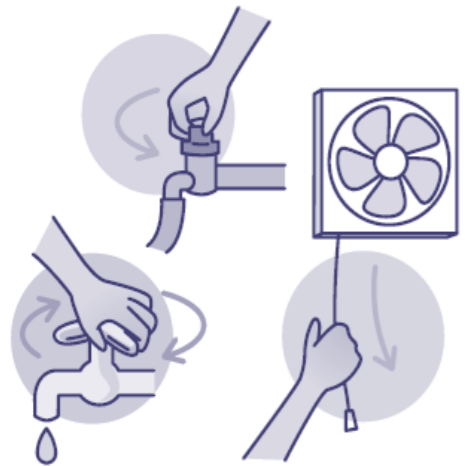
<http://www.kokuminhogo.go.jp/>



警報が発令された場合に皆さんがただちにとる行動

① 屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉めましょう。
- ・ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



② 屋外にいる場合

- ・近くの建物など屋内に避難しましょう。
- ・自家用車などを運転している人は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、緊急車両の通行の妨げにならないようにしてください。



③ 落ち着いて情報収集に努めましょう。



避難の指示が出されたら

市などからの避難の指示としては「屋内への避難」「近隣の避難所施設への避難」「市町村や都道府県の区域を越えた遠方への避難」などが考えられます。みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されます。指示に従って落ち着いて行動しましょう。

【自宅から避難所に避難する場合の注意事項】

- ① ガスの元栓を締め、コンセントを抜いておきましょう。
- ② 丈夫な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品(「非常持ち出し品の準備」を参考にしてください。)を持参しましょう。
- ③ 運転免許証などの身分を証明できるものを携行しましょう。
- ④ 家の戸締りをしましょう。
- ⑤ 近所の人に声を掛けましょう。
- ⑥ 避難の経路や手段などについて、市などからの指示に従い適切に避難しましょう。



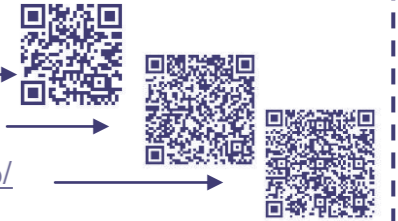
警報サイレンなどの緊急情報の確認方法

津波警報サイレンの放送内容や緊急情報など

- 災害情報ダイヤル ☎0143-50-5104
- FMびゅ〜 周波数⇒84.2MHz
- NHK ラジオ第1 周波数⇒945kHz

防災情報のメール・インターネットなど

- ぼうさい西いぶり情報メール bousai@ml.nishi-iburi.jp
- 室蘭市防災対策課のホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp/>
- 北海道防災情報 <https://www.bousai-hokkaido.jp/>



非常持出品の準備

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持っていく非常持出品や備蓄品が、武力攻撃などが発生し避難をしなければならない場合においても大いに役立ちます。次の非常持ち出し品を目安に、家庭の備えをもう一度見直しましょう。

非常持出品

- 携帯用飲料水(一人あたり 500ml ペットボトル 2 本程度)
- 非常食(乾パンなど加熱不要なもの)
- 懐中電灯(予備電池も)
- 携帯ラジオ(予備電池も)
- 緊急用品(ガーゼ、ばんそうこう、消毒液、はさみ・ピンセット、体温計など)
- 携帯電話・スマートフォンなど、充電器
- 貴重品(自宅の鍵、保険証、おくすり手帳、マイナンバーカードなど)
- 持病薬・常備薬(合わせて処方箋のコピー)
- 現金(公衆電話用に 100 円・10 円硬貨)
- 雨具(雨合羽は防寒具にもなる)
- 衣類
- ウエットティッシュ
- 使い捨てカイロ
- 筆記用具(メモ帳とペン)



小さな子どもやアレルギーを持っている人がいる家庭は

- ・ミルク・哺乳瓶
- ・紙おむつ
- ・アレルギー対応食品

備蓄品

- 飲料水(1 人あたり 1 日 3L×1 週間分)
- 非常食
- カセットコンロ・ボンベ
- 割りばし、ラップ(食器に巻いて使用すると水の節約になる)
- 工具類(バール、ジャッキなど)
- 毛布、防寒具、カイロ、スリッパ
- ポータブルストーブ

